第９６号議案

東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２４日

提出者　東京都台東区長　　服　　部　　征　　夫

（提案理由）

この案は、三筋老人福祉館を廃止する等のため提出します。

東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例（昭和５３年７月台東区条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表第１老人福祉館の項中

「

東京都台東区立橋場老人福祉館	東京都台東区橋場一丁目３６番２号
東京都台東区立三筋老人福祉館	東京都台東区三筋二丁目１６番４号

」

を

「

東京都台東区立橋場老人福祉館	東京都台東区橋場一丁目３６番２号

」

に改める。

別表第２中「東京都台東区立三筋老人福祉館」を削る。

別表第３囲碁将棋室（大）の項中「囲碁将棋室（大)」を「囲碁将棋室」に改め、同表囲碁将棋室（小）の項及び談話室（大）の項を削り、同表談話室（小）の項中「談話室（小)」を「談話室」に改め、同表教養室（大）の項を削り、同表教養室（小）の項中「教養室（小)」を「教養室」に改め、同表娯楽室の項を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例の規定により施行日以後の使用に係る次の表の左欄に掲げる施設の使用の承認を受けた者は、施行日以後において、この

条例による改正後の東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例の規定により同表の右欄に掲げる施設の使用の承認を受けた者とみなす。

囲碁将棋室（大）	囲碁将棋室
談話室（小）	談話室
教養室（小）	教養室